

## ヨーロッパ共同体の統合経済勘定体系 (ESA [European System of Integrated Economic Accounts] )にかんする一考察

松川, 太一郎

<https://doi.org/10.15017/2920742>

---

出版情報 : 経済論究. 73, pp.147-174, 1989-03-28. 九州大学大学院経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# ヨーロッパ共同体の統合経済勘定体系 (ESA) にかんする一考察

松 川 太 一 郎

## 目 次

1. はじめに
2. ESAと新SNAの比較
3. ESAにかんする一考察
4. おわりに

## 1. はじめに

国民経済計算は、国民経済過程をマクロ経済学的な統計概念によって総括する加工統計であって、欧米先進国の経済政策や経済計画に基本情報を提供するフレームワークとして機能している。

世界各国の国民経済計算は、国際連合統計局が設定した国民経済計算体系(A System of National Accounts<sup>1)</sup>、以下新SNAと略称)を標準方式として作成されている。さらに、ヨーロッパ共同体においては、共同体構成国が国民経済計算を作成している<sup>2)</sup>だけでなく、EC共同体レベルでの独自の統合経済勘定が編成されている<sup>3)</sup>。そのために、EC統計局は新SNAとは異なる統合経済勘定のヨーロッパ体系(European System of Integrated Economic Accounts<sup>4)</sup>以下ESAと略称)を設定し、EC構成各国に国民経済計算作成の標準方式として提示している<sup>5)</sup>。本稿では、始めに、ESA体系の特徴を明らかにするために、ESAと新SNAの勘定構造を比較する。

つづいて、ESA勘定の特徴は、いかなる観点から考察されるだろうか。西ドイツの指導的官庁統計家 K. H. ラーベは、国民経済計算の構造と経済体制、政

策との関連について次のように述べている。「国民経済計算の設計，すなわち，その概念，定義，そして分類境界の規定は，その国民経済計算が作成される国の経済体制と経済政策の方針とは無関係ではない。」<sup>6)</sup> この叙述から，国民経済計算の構造を，国家の経済政策様式との関係において考察する研究方針が措定される。濱砂敬郎氏は，資本主義国家の経済計画にたいして，国民所得勘定が計画情報として適合することを論証されている<sup>7)</sup>。ところでECの経済体制と政策は，資本主義国民経済とは異なっている。ESAの勘定構造の特徴を，ECの経済体制と政策との関係において考察することは，国民経済計算の構造が，国民経済の統合化に応じて変容する，という興味深い論点を示すであろう。

- 1) United Nations, *A System of National Accounts*, Statistical Office of the United Nations, 1968, 経済企画庁経済研究所国民所得部訳『新国民経済計算の体系(国際連合の新しい国際基準)』, 経済企画庁経済研究所, 1974年。
- 2) 西ドイツとフランスの国民経済計算は，次の文献に紹介されている。西ドイツについては，ハイナー・アーベルス『経済統計』, 高橋，坂田，濱砂訳，法律文化社，1982年，130～157頁。フランスについては，山下正毅「フランスの新国民経済計算体系 SECN」『横浜経営研究』第1巻第3号，1981年，185～196頁。
- 3) Statistical Office of the European Communities, *National Accounts ESA Detailed Tables 1970-1977*, 1979.
- 4) Statistical Office of the European Communities, *European System of Integrated Economic Accounts ESA Second Edition*, 1980.
- 5) Statistisches Bundesamt, *Volkswirtschaftliche Gesamtrechnungen Fachserie 18 Reihe 1 Konten und Standardtabellen 1981*, W. Kohlhammer GMBH, 1982, p. 58.
- 6) K. H. Raabe, "Wirtschaftspolitik und Volkswirtschaftliche Gesamtrechnung" *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 51, HEFT2/3, 1967, p. 149.
- 7) 濱砂敬郎，「マクロ経済的計画値の基本性格——統計利用論の展開のために——」『九州大学経済学研究』第47巻第2・3合併号，昭和57年，247頁。

## 2. ESAと新SNAの比較

ESAと新SNAは，それぞれ独自の沿革を持つ国民所得勘定，投入産出表，資金循環表，および国際収支表を単一の統一体系として接合している<sup>1)</sup>。すなわ

ち、両体系は、経済過程の諸局面を広範に渡って把握するために、膨大な数の勘定、表を内蔵している。これらの勘定、表のすべてを比較することは困難である。以上の理由から、本節では、ESAの簡素化された国民勘定（Simplified Accounts for the Nation）と、新SNAの統合勘定（Consolidated Accounts for the Nation）、および両勘定の分割に使用される部門に、比較の焦点を絞る。これらの勘定は、所得の流過程を把握し、経済循環の把握機能上、国民所得勘定と共通した機能を持つ。

本節での比較の焦点設定は、国民所得勘定が国民経済計算体系統合の論理的統計的基礎として機能することを考慮すると、正当化されるように思われる。国民所得勘定の統合機能について、宮沢健一氏は、つぎのように述べられている。国民所得勘定の純生産物の循環把握で省略されている経済循環局面を、国民所得勘定と関連づけることにより、国民経済計算の統合の展開方法が与えられる。このことは、図1より具体的に説明される。生産、処分、資本の三勘定から構成される国民所得勘定行列に、海外勘定(第4行と第4列)と、行列の斜

図1 国民所得勘定とその他の国民経済計算方式の経済循環把握の関連

	生産	処分	資本形成	海外
生産	(1)			
処分		(2)		
資本形成			(3)	
海外				

- (1)に、活動部門分割を施すことにより、投入産出表が、
- (2)に、制度部門分割を施すことにより、所得の移転を把握する部門別勘定が、
- (3)に、制度部門分割を施すことにより、資金循環表が、位置づけられる

線部分に部門分割が加えられる<sup>29</sup>。以上の操作により、国民勘定で省略されていた経済循環局面が、国民経済計算体系内で把握される。武野秀樹氏は、この操作を以下のように定式化されている。1) 経済循環の一局面を把握する単一の勘定を、同一の局面を把握する複数の勘定に分割する。2) 単一の勘定が把握する経済循環局面を再分割し、分割された局面に対応する小勘定を設定する。3) 既存勘定中の取引項目について独立した勘定を設定する。武野氏は、これらの勘定分割方式をもちいて、集計的な国民勘定を、新SNAの「完全体系の例示」行列に類似した勘定システムに展開される<sup>30</sup>。この展開は、集計的な国民所得勘定が、国民経済計算統合の論理的な基礎であることの論証となっている。さらに、簡素化された国民勘定と、統合勘定の取引項目についての諸定義は、体系を通して一貫して使用されるから、これらの勘定は国民経済計算統合の統計的な基礎でもある。また、両体系の取引主体と部門の概念の規定、および分類範囲の規定が集計的勘定を展開するための方法的概念として機能する。以上より本節での比較の焦点設定が正当化される。

まず、新SNAの統合勘定との比較を手掛かりにして、ESAの簡素化された国民勘定の概要を見、続いてその特徴を明らかにしよう。

はじめに財貨サービス勘定(表1中のC0)の考察から始めよう。

国民経済の純生産物の循環は、生産された財貨、サービスの実物フローおよび、実物取引の対価として発生する金融フローの両形態で把握することが可能である。財貨サービス勘定は、財貨とサービスの供給と用途をバランス関係において表象することにより、経済循環を実物フロー形態で把握する。財貨サービス勘定では、純生産物と中間財の循環が把握される。新SNAには、国民経済総体についての財貨サービス勘定は設定されていない。しかし、商品別需給勘定と産業別生産勘定から構成される標準勘定第Ⅱ勘定の項目値を合計することによって、国民経済の生産と中間消費の総額を計算することが可能である<sup>4)</sup>

財貨サービス勘定の各項目の概念規定は、新SNAと同一である。すなわち、市場取引される財貨のフローの把握に加えて、帰属計算が行われる非市場取引財の把握範囲が同一である。例えば、中間消費については銀行サービス生産の帰属計算、最終消費については、政府サービスの自家消費額や、持家住宅の帰

表1 簡素化された国民勘定  
国民経済

コード	使用	コード	源泉
財貨サービス(C0)			
P20	中間消費	P10	財貨サービスの産出
P3B	経済領域上の最終消費	P60	財貨サービスの輸入
P41	総固定資本形成	R21	生産物への付加価値税
P42	財庫の純増	R29-R39	輸入品に関連する純税
P50	財貨サービスの輸出		
	計		計
生産勘定(C1)			
P20	中間消費	P10	財貨サービスの産出
N1	市場価格表示の国内総生産	R21	生産物への付加価値税
A1	固定資本減耗	R29-R39	輸入品に関連する純税
N11	市場価格表示の国内純生産		
	計		計
所得発生勘定(C2)			
R10	雇用者所得 ——居住雇用者へ ——非居住雇用者へ	N1	市場価格表示の国内総生産
R20	生産および輸入関連税 ——般政府へ ——海外へ	R30	補助金 ——般政府から ——海外から
N2	経済の総営業余剰		
A1	固定資本減耗		
N12	経済の純営業余剰		
	計		計
所得分配勘定(C3)			
R30	補助金	N2	経済の総営業余剰
R40	海外への財産所得と企業所得の支払	R10	雇用者所得 ——居住雇主から ——非居住雇主から
R50	海外との損害保険取引	R20	生産輸入関連税
R60	海外へのその他の経常移転	R40	海外からの財産所得と企業所得の受取
N3	総国民可処分所得	R50	海外との損害保険取引
A1	固定資本減耗	R60	海外からのその他の経常移転
N13	純国民可処分所得		
	計		計
所得使用勘定(C4)			
P3A	国民最終消費	N3	総国民可処分所得
F911	居住機関への非居住者の年金保険準備金の純増	F911	非居住機関への居住者の年金保険準備金の純増
N4	総国民貯蓄		
A1	固定資本減耗		
N14	純国民貯蓄		
	計		計
資本勘定(C5)			
P41	総固定資本形成	N4	総国民貯蓄
P42	在庫の純増	R70	海外からの資本移転
P70	土地および無形資産の純購入		
R70	海外への資本移転		
N5	国の純債権(+)または純債務(-)		
	計		計

国民経済 (つづき)

資産の純増	コード		負債の純増
		金融勘定(C6)	
	F20	通貨および通貨性預金	
	F30	その他の預金	
	F90	保険契約準備金	
	F40	手形、短期債券	
	F50	長期債券	
	F60	株式およびその他の持分	
	F00	金融的金	
	F10	SDR	
	F70	短期貸出	
	F80	中期・長期貸出	
		計	
	N6	海外に対する金融資産、負債の純増	
		資本勘定のバランス項目と金融勘定のバランス項目の不突合 (N5-N6)	

海外

コード	使用	コード	源泉
		経常取引勘定(C7)	
P50	海外への財貨サービスの輸出	P60	海外からの財貨サービスの輸入
P33	経済領域上の非居住家計の最終消費	P32	海外での居住家計の最終消費
R10	非居住雇主から居住雇用者への所得	R10	居住雇主から非居住雇用者への所得
R30	海外からの補助金	R20	海外への生産輸入関連税の支払
R40	海外からの財産所得と企業所得	R40	海外への財産所得と企業所得
R50	海外との損害保険取引	R50	海外との損害保険取引
R60	海外からのその他の経常移転	R60	海外へのその他の経常移転
F911	非居住機関への居住者の年金保険準備金の純増	F911	居住機関への非居住者の年金保険準備金の純増
	計	N7	海外との経常取引のバランス
			計
		資本勘定(C5)	
N7	海外との経常取引のバランス	R70	海外への資本移転
P70	土地および無形資産の純購入	N5	国の純債権(+)または純債務(-)
R70	海外からの資本移転		
	計		計
資産の純増	コード		負債の純増
		金融勘定(C6)	
	F20	通貨および通貨性預金	
	F30	その他の預金	
	F90	保険契約準備金	
	F40	手形、短期債券	
	F50	長期債券	
	F60	株式およびその他の持分	
	F00	金融的金	
	F10	SDR	
	F70	短期貸出	
	F80	中期・長期貸出	
		計	
	N6	海外に対する金融資産、負債の純増	
		資本勘定のバランス項目と金融勘定のバランス項目の不突合 (N5-N6)	

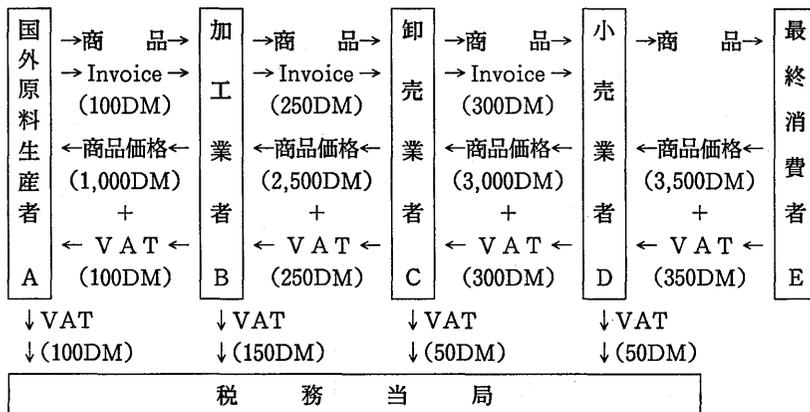
属家賃、そして投資については、経済主体の自己資本形成が、両体系で把握される。財貨サービス勘定では、実物のフローの他に、間接税である付加価値税 (Value Added Tax 以下VATと略記)と輸入関連純税の各項目が示されている。これらの税は、新SNAでは、「間接税」の一項目に一括して表示されている。ESAにおいて、VATが他の間接税から分離して表示されるのは、VATがECの重要な税制だからである<sup>9)</sup>。

VATは、その納付形式が、一般的な間接税と異なっている。新SNAでは、VATの把握方法が設定されておらず、ESAはその方法を独自に設定した。VATのしくみと、ESAにおける、市場取引に課税されるVATの把握方法を説明しておこう。

図2は、VAT税率が商品価格の10%である場合を示している。国内の加工業者Bは、国外の原料生産者Aから、1,000DMの商品を輸入する。この輸入取引において、100DMのVATがAに課税される。AからBへの商品発送時に、課税額が送り状(invoice)に明記され、請求される。よって、Aの納税額はBに転嫁される。

加工業者Bと卸売業者Cの2,500DMの商品取引では、Bに250DMのVATが課

図2 VAT税制のしくみ



税される。課税額中、Bにたいする納税義務額は、前段階取引にたいする課税額100DMを控除した150DMである。250DMの課税額は、送り状に明記、請求され、Cに転嫁される。

卸売業者Cと小売業者Dの3,000DMの商品取引では、Cに300DMのVATが課税される。Cの納税義務額は、BとCとの前段階取引課税額250DMを控除した50DMである。課税額300DMは、送り状に明記され、Dに請求、転嫁される。

小売業者Dと最終消費者Eとの取引では、3,500DMの商品価格に350DMが課税される。Dの納税義務額は、前段階取引課税額300DMを控除した50DMである。課税額350DMは、最終消費者Eに全額転嫁される。

以上の説明から、VATは、すべての市場取引段階で課税、納付がなされるが、前段階取引課税額控除方式により、税務当局への納付総額は、最終消費財への課税額と等しくなる。そして、税の納付者は業者であるが、担税者は最終消費者である、というしくみになっている。

ESAは、市場取引額に付随するVAT額を、表2に示すVATのネット計算法を用いて把握する。ネット計算法では、財貨サービス勘定の貸方項目である総産出と輸入は、送り状に明記、転嫁されるVATを含めずに(図2の商品価格のみで)取引額が把握される。財貨サービス勘定の借方項目は、以下のように把握される。中間需要と固定資本形成の財貨サービスの購入額は、控除可能なVAT、すなわち送り状に明記、転嫁されるVATを除いて把握される。輸出品にたいしては、国内税務当局はVAT課税を免除する。最終消費財の市場取引額は、VAT課税額を含めて把握される(図2の3,500DM+350DM)。財貨サービス勘定では、上記のVATの計算方法の相違から、貸方にVATが独立した項目として表示される。ESAのこのような市場取引額把握方法は、新SNAの方法

表2 ESAのVATのネット計算法

生 産	額	: 生産者によってインボイスされたVATを除いて評価
輸 入		: 輸入品へのインボイスされたVATを除いて評価
中 間 需 要		: 控除可能VATを除いて評価
最 終 消 費		: VATを含んで評価
固 定 資 本 形 成		: 控除可能VATを除いて評価
輸 出		: VATを除いて評価

と異なっている。なぜなら、新SNAは中間財取引を間接税額をすべて含む市場価格により把握するからである。

ところで、ESAは、1976年までは、市場取引額を、課税されたVAT全額を含んで評価する、グロス計算法を使用していた(表3)。この計算方法によれば、生産額の構成額として把握されたVATと最終消費に課税されたVATが勘定内でバランスし、VATは、独立した項目として表示されなくなる。

新SNAの勘定体系が提示されて20年の歳月が流れたが、国際連合は、現在新SNAの改訂作業を行っている。この作業にあたっては、各国の国民経済計算の作成で生じた問題の見直しも行われている。この作業に参加した国連開発計画のジャン・W. バン・トンゲレンは、これらの問題のいくつかについて考察をしているが、彼は、ESAのVAT計算方法の変更について、次のように述べている。「この計算方法[グロス計算法のこと——筆者注]は、[EC]構成国のVAT導入後の数年間は、最も適切であると考えられていた。その期間は、まだ多くの国々が付加価値税へ完全に移行していなかったし、間接税の大部分が、その他の商品税から成り立っていた。グロス計算は販売税と総売上税のような他の商品税の計算と、より比較可能であると考えられていた。

現在、すべてのEEC構成国がVATを実施してきて、大部分の商品税の賦課におきかわった。そして、それゆえに、1978年より、——すなわち1976年とそれ以後の年の投入産出表では——VATフローの純計算法が、勧告されている。この計算方法では、最終的に支払われるVAT、すなわち控除可能なVATを差し引いたVATのみが、財貨サービスフローの価額に含まれる。」<sup>6)</sup>

彼の叙述から、VATのネット計算法が経済循環の把握において独自の機能をもつことがわかる。一つは、VATがECの支配的間接税制になり、中間財取

表3 ESAのVATのグロス計算法

生産額	: 生産者によってインボイスされたVATを含んで評価
輸入	: 輸入品へのインボイスされたVATを含んで評価
中間需要	: 控除可能VATを含んで評価
最終消費	: VATを含んで評価
固定資本形成	: 控除可能VATを含んで評価
輸出	: VATを除いて評価

引の実際の市場価額の把握よりも、担税者である最終消費者の取引段階で、税務当局への実際の納税額を把握することに重点を置いたことである。第二に、VATを含まない中間財の取引価額は、投入産出分析において物量的技術的關係を把握するのに適切である<sup>7)</sup>。

つぎに生産勘定(表1中のC1)は、1年間の経済活動で生じた総生産額の、中間消費と純生産の構成をバランス表示する。生産勘定の貸方には、VATのネット計算法の採用により、財貨サービス勘定と同様にVATが独立した項目として表示される。

生産勘定で把握される国内総生産(以下GDPと略記)は、ESAと新SNAの両体系において、生産過程で使用される資本財の物理的損耗額である固定資本減耗を含んで、概念規定がなされている。ESA生産勘定では、GDPの固定資本減耗額と国内純生産(以下NDPと略記)の構成が明示される。国民勘定の各残差項目は、所得流通過程を把握するためのマクロ経済学的概念であるが、ESAでは、すべての勘定の残差項目を、固定資本減耗額を含んだグロス概念と、含まないネット概念の双方で表示している。たいして新SNAの統合勘定の残差項目は、ネット概念でのみ表示されている。このような残差項目の概念の異なりは、勘定のバランス関係を考慮すると、固定資本減耗額の勘定内での明示の有無という表示形式の相違にすぎない。ESAのある勘定の貸方に現れる、他勘定の残差項目に含まれる固定資本減耗額と、自勘定の残差項目に含まれる固定資本減耗額とがバランスしている。これらを相殺するとESAの勘定の残差項目は、新SNAと同じネット概念になる。

生産勘定で把握されたGDPが、雇用者所得と総営業余剰に第一次分配される局面は、所得発生勘定(表1中のC2)でバランス関係として表示される。本勘定の貸方には、生産主体にたいして、政府、国際機関によって与えられる補助金がGDPと共に表示され、そして借方には分配所得と共に生産のコストである間接税項目R20が示される。本勘定ではVATは間接税項目に含まれ、独立に計上されない。

所得発生勘定では、新SNAと異なり、雇用者所得が居住者の雇用者に対するものと、非居住者の雇用者に対するものに分類されることに留意しておこう。

また、補助金と生産および輸入関連税のフローが、国内と国外の政策主体別に分類されていることも興味深い。これらは、新SNAにみられないESA独自の項目である。

所得の第一次分配にひきつづく所得の再分配過程は、所得分配勘定(表1中のC3)で把握される。国民勘定の構成勘定としての本勘定では、国内経済主体の経常移転取引は相殺され、海外経済主体との取引のみが表示されている。本勘定では、分配、再分配取引後の所得である、総国民可処分所得が、残差項目として表示される。

本勘定では、雇用者所得の支払元が、居住者雇主と非居住者雇主別に明示される。これもまた、所得発生勘定と同様にESAの独自性として留意しておく。

次に、所得使用勘定(表1中のC4)は、総国民可処分所得が最終消費支出される局面を把握する。そして所得の最終消費留保額が、残差項目である総国民貯蓄として表示される。本勘定は、特に項目F911「年金保険準備金の純増」を掲げ、貯蓄の構成要素として明示している。

続いて、資本勘定(表1中のC5)は、所得使用勘定の残差項目である総国民貯蓄と海外からの資本移転を源泉とする資金が、実物資産と無形資産に投資される局面を把握する。経済循環における貯蓄と投資の差額が、残差項目「国の純債権(+)または純債務(-)」として把握される。

国民経済局面を把握する最後の勘定は、金融勘定(表1中のC6)である。本勘定は、経済循環の諸過程で発生する金融資産、負債の取引を把握する。金融勘定以外のすべての勘定では、貸方が「源泉」(Resources)、借方が「用途」(Uses)と名称づけられているが、本勘定では、それぞれ「負債の純増」(Change in liabilities)、「資産の純増」(Change in assets)となっている。これらの名称には、金融取引の記録における、金融資産と負債の相殺程度についての規定をふくめた意味付けがなされている。その規定内容は、同一勘定項目下に分類される金融資産の取得と処分を相殺し、負債の発生と償還を相殺するということである。国民勘定の構成勘定としての金融勘定では、「手形、短期債券」、「長期債券」、「株式およびその他の持分」項目を除いて国内経済主体間の金融取引が

相殺される<sup>8)</sup>。

ESAが金融取引記録の相殺方法を一義的に規定するのにたいして、新SNAは、以下の四つの方法を代替的に提示している。Ⅰ)相殺を全く行わず、各取引主体別に金融資産の取得と処分、負債の発生と償還を計上する。Ⅱ)各取引主体の金融資産の取得と処分を相殺し、負債の発生と償還を相殺する。Ⅲ)同種の金融資産と負債の相殺を行う。Ⅳ)異種の金融資産と負債の相殺を行う。ESAの相殺方法は、新SNAのⅡ)の方法に該当する。

新SNA統合勘定では、金融取引の資産負債形態別分類は行われず、諸取引が「金融資産の純取得」と「負債の純発行」の単一項目下に一括される。しかし、新SNAは金融取引の分類表を提示しており、後述の制度部門勘定では、金融取引

表4 ESAと新SNAの金融取引項目の対応表

ESA		新SNA	
F00	金融的金	8.1	金
F10	SDR		
F20	通貨および通貨性預金	8.2 又は9.2	通貨および通貨性預金
F30	その他の預金	8.3 又は9.3	その他の預金
F40	手形、短期債券	8.4 又は9.4	短期の手形および債券
F50	長期債券	8.5 又は9.5	長期の債券
F60	株式およびその他の持分	8.6 又は9.6	資本参加権を含む会社持分証券
F70	短期貸出	8.7 又は9.7	短期貸出
F80	中期、長期貸出	8.8 又は9.8	長期貸出
F90	保険契約準備金	8.9 又は9.9	生命保険準備金および年金基金に対する家計の純持分
		8.10又は9.10	準法人企業の蓄積に対する業主の純追加額
		8.11又は9.11	売買掛金および前受払金
		8.12又は9.12	その他の受取勘定および支払勘定
		8.13又は9.13	その他

注) SDRは1970年から開始された制度なので、新SNAにその規定がない。  
 新SNAの「8,10又は9,10準法人企業の蓄積に対する業主の純追加額」は、ESAの「F60株式およびその他の持分」の細分類項目「F62その他の持分」に含まれる。  
 新SNAの「8,11又は9,11, 売掛金および前受払金」は、その信用の存続期間が一年以下または以上を基準としてESAの「F70短期貸出」「F80中期・長期貸出」に分類される。  
 ESAは、金融取引が債権者と債務者に同時点で記録されるように規定(ESA p.132,709)するので、取引評価時点の異なりにより生ずる取引額の不一致である新SNAの「8,13又は9,13その他」に対応する項目がない。  
 新SNAの「8,12又は9,12その他の受取勘定および支払勘定」の規定は、ESAにはない。

の分類が行われている。ESAと新SNAの金融取引分類項目の概念と定義は、表4に示すように対応、一致している。

金融勘定の残差項目「N 6 海外に対する金融資産、負債の純増」は、国内投資にたいして過剰な資金の対外純投資、または国内投資の資金不足にたいする海外からの資金供給額であるから、資本勘定の残差項目「N 5 国の純債権(+)または純債務(-)」と概念上計数上一致すべきである。しかし、金融取引と、対応する実物取引の把握時点、評価方法の相違から、両項目の計数上の不一致が生ずる。この値は、金融勘定の調整項目として明示される。

最後に、ESA国民勘定の「海外」部分は、居住者経済主体と海外経済主体の、財貨サービス、移転、金融取引を把握する。勘定は、経常取引、資本、金融の三勘定から構成される。経常取引勘定では、輸出入と各種移転取引が一括されて表示される。資本、金融勘定の構造は、「国民経済」勘定と同一である。

以上より、ESA国民勘定は新SNAよりも多数の勘定で構成されている事がわかる。これらの勘定は残差項目を介して接続されており、適当に勘定の連結を行うと、ESAと新SNAの国民勘定が把握する経済循環局面对の対応関係が表5の

表5 ESAと新SNAの国民勘定の経済循環把握機能の対応

ESA, 簡素化された国民勘定	新SNA 総合勘定
国民経済	
財貨サービス勘定	勘定1 国内総生産および支出
生産勘定	
所得発生勘定	勘定3 国民可処分所得およびその処分
所得分配勘定	
所得使用勘定	
資本勘定	勘定5 資本調達
金融勘定	
海外	勘定6 対外取引——全勘定
経常取引勘定	経常取引
資本勘定	資本取引
金融勘定	

注) 財貨サービス勘定は、財貨の供給を貸方に、需要を借方に計上する。対して金融勘定を除く、生産勘定以下の勘定では資金フローの流入を貸方に、流出を借方に計上する。勘定の貸方、借方の把握対象であるフローが異なっているので、財貨サービス勘定項目は他勘定中に複式記帳されない。

ように示される。表 5 より両体系の国民勘定の構成は、基本的には一致していることがわかる。さらに、本論文では詳細で技術的な比較を行わないが、既述の経済循環の主要局面である財貨サービス勘定項目の簡単な比較と、金融取引項目の対応を示す表 4 が示すように、両体系の勘定項目の概念は同一であり、また分類される取引の範囲も基本的には一致している。これらのことより、両体系が経済循環把握のために依拠している理論が同一であることがわかる。

国民勘定構造の理論的同一性を前提として、以上の比較で明らかにした ESA 国民勘定の独自性をまとめて国民勘定の比較を終了する。

1) ESA 国民勘定は、新 SNA 統合勘定をより分割した構成をとっている。この分割によって、ESA 国民勘定では、新 SNA が部門別勘定で表示しているが、統合勘定で相殺している項目(財貨サービス総産出額、中間消費、残差項目)を明示している。また、経常移転取引と金融取引が分類表示されている。このような相違は、両体系が共通して把握するマクロ経済学的な統計量を、国民勘定内部に明示するか否かの、形式的相違にすぎない。

2) 新 SNA と異なり、輸入と輸出が独立に明示される。さらに、雇用者所得、間接税、補助金の支払い元と支払い先が、国内外別に分類される。この点に関しては、後述の海外部門勘定とあわせて、海外取引分類の詳細化として、その意義を考察する。

3) 市場取引に課税される VAT の計算方法を独自に設計した。この意義については、前述の通りである。

続いて、国民勘定を国民経済計算体系に展開するための方法的概念である取引主体の概念規定と部門分類を比較する。部門別勘定により、経済循環は、異なる経済活動を営む取引主体グループ間の取引関係として明示される。

まず、国民経済計算が、国民経済循環を把握するために、国民経済活動をなう取引主体を規定することが、論理的にも、統計的にも必要である。ESA は、このような取引主体を、居住単位(resident unit)概念により規定する。居住単位概念は、「経済領域上で、1年以上の経済活動を行う単位」と規定されている。経済領域とは、以下の物理的空間から構成される。a) 諸財貨が自由に移動できる領域。b) 保税倉庫、保税工場を含む無課税地帯。c) 領空、領海。

d) 海外に位置する自国の飛び領土。ただし、土地、建物の所有にかんする取引は、居住単位の取引としない。e) 土地、建物の所有にかんする取引にかかわる限りでの、自国内に位置する海外の飛び領土。f) a)～e)の領域に居住する単位が、国際水域上で天然資源採掘を行う作業基地。

上記のESAの規定にたいして、新SNAの国民経済主体は、居住者経済主体 (resident economic agents) という概念により規定される。概念の内容は、生産者と個人の双方について規定される。居住者生産者は、国内領土上で生産活動に従事する生産者であり、居住者である個人は、国内領土上で一年以上の経済活動を継続する個人である。国内領土とは、海外領土と属領を除いた、国家権力の及ぶ空間である。具体的には、ESA経済領域の構成領域 c)～f)を含んでいる。

以上から、ESAの居住単位と、新SNAの居住者経済主体の概念上の差異は、経済主体が活動を行う領域の規定にある。ESAの経済領域概念は、国内領土という政治的概念で規定されていないからである。このESAの経済領域概念の内容は明確ではない。それは、財貨が自由流通していると見なされる制度的枠組みについての規定がなされていないからである。経済領域概念を明確にするために、ECの共同市場での財貨流通の制度的枠組みと、そのEC統合にたいする影響、そしてEC統計局のマクロ経済指標の利用について、簡単に触れておこう。

現在のEC共同市場は、関税同盟と共通農業政策に支持される共同農業市場から構成される。1992年のEC市場統合の動きは、現在の共同市場にたいして、非関税障壁の存在が財貨の自由移動を阻害していると認識している。しかし財貨の自由移動が不完全な共同市場のもとで、EC貿易におけるECの域内輸出と域内輸入の割合が上昇したのも事実である<sup>9)</sup>。このような制度的枠組みを持つEC共同市場のEC統合にたいする影響について、田中素香氏は次のように述べられている。「ローマ条約締結から20年余りを経た。この間共同市場は段階を追って実現に向かい、すでに60年代末には関税同盟と共同農業市場とによって構成国経済をしっかりと結びつけることに成功した。すでに述べたように、域内貿易の目ざましい進展によって、構成国の経済成長は先導され、EEC成立当

時のアメリカとの隔絶した格差の縮小に成功した。構成国貿易の1/2は域内を相手としており、これに労働力、サービス、資本の自由移動における統合の漸進的な積み上げが加わって構成国経済の絡み合いは年とともに深まっている。〔中略〕共同市場に形成されている既成の利害が構成国を共同体につなぎ止める強力なカスガイとして働いている。今後とも通貨統合やCAP改革さらにはEC財政などの領域には様々の紆余曲折が予想されるが、ECの分裂にまで進むことはないと考えてよいのではなからうか。]<sup>10)</sup>したがって、財貨の流通が不完全な共同市場であっても、それは、EC統合の経済的前提である。この意味では、EC経済圏における貿易は、通常の国民経済間の貿易と異なっている。

EC統計局は、EC経済を把握するために、EC総体のGDPを100とした各構成国のGDPの構成割合を、ESAとして公表している<sup>11)</sup>。また、ヨーロッパン・エコノミー誌では、EC総体についての経済見直しを行っている<sup>12)</sup>。以上に見て来たようなECでの国民経済の相互依存性と、EC統計局および政策当局の経済指標の使い方から、経済領域は、EC経済総体と見るのが適切であると考えられる。従って、ESAは、国民経済計算というよりも、EC経済の統計的把握を目的とするEC経済計算である。

ところで、さきにESAの国民勘定構造が新SNAと基本的に一致することを見た。EC経済計算であるESAが国民勘定を基礎とする経済計算体系であることについては、次節で考察する。

国民勘定を国民経済計算体系へ展開するためには、経済主体の具体的な存在形態とそのグループ分けについて規定を行わなければならない。ESAと新SNAは、体系内部に接合される各勘定と表の持つ独自の分析目的に従って、二種類の経済主体の単位と部門分類を設定している。これらの規定についての比較を行う。

まず、経済循環を資金および金融フローの側面から把握するために、両体系は、制度的単位(institutional units)と制度部門を規定する。両体系において制度的単位概念は、経済活動についての完全な会計記録を保持し、経済活動上の独立した意志決定権をもつ取引主体と規定されている。

制度的単位は、資金の支出と金融取引にかんする経済活動の類似性を基準と

表6 ESAと新SNAの制度部門とその小部門

ESA	新SNA
非金融法人企業と準法人企業	非金融企業（法人および準法人）
信用機関	金融機関
中央銀行当局	a) 中央銀行 b) その他の通貨機関
その他の金融機関	c) 保険会社と年金基金
その他の信用機関	d) その他の金融機関
保険企業	
一般政府	一般政府
中央政府	a) 中央政府
地方政府	b) 地方政府
社会保障基金	c) 社会保障基金
対家計民間非営利団体	家計に奉仕する民間非営利団体
家計	家計（非法人の民間非金融企業を含む）
	a) 世帯主が非法人企業ないし準法人企業の所有者である家計
	b) 雇用者家計
	c) 上記a) b) 以外の状態にある個人と社交クラブ
海外	
ヨーロッパ共同体構成国	
ヨーロッパ共同体機関	
第三国と国際機関	

注) 新SNAの標準勘定に、小部門の勘定は設けられていない。

して、表6に示す制度部門に分類される。ESAは、財貨サービス勘定を除いて、簡素化された国民勘定のすべての構成勘定を制度部門別勘定に分割する。これに対して、新SNAでは、国民勘定の構成勘定のうち「国民可処分所得およびその処分」と「資本調達」の二勘定しか制度部門別勘定に分割されない。従って、生産勘定と所得発生勘定により把握される生産活動に関するマクロ経済学的統計量が、制度部門別に分割されることがESA制度部門勘定の独自性となっている。また、ESAは、海外部門の小部門勘定を設定し、海外取引を海外経済主体別に把握するが、これもESAの独自性となっている。海外小部門勘定を表7に示す。

つぎに、両体系は、経済循環を財貨サービスのフロー側面から把握するため

表7 ESAの海外部門(S90) 小部門勘定

小部門 { 欧州共同体構成諸国(S91)  
 { 欧州共同体諸機関(S92)  
 { 第三国および国際的組織(S93)

コード	使用	S91	S92	S93	S90	コード	源 泉	S91	S92	S93	S90
経常取引勘定 (C7)											
P51	財貨の輸出 (fob)					P61	財貨の輸入 (cif)				
P52	サービスの輸出					P62	サービスの輸入				
P33	経済領域での非居住家計の最終消費					P32	海外での居住家計の最終消費				
R10	雇用人所得					R10	雇用人所得				
R30	補助金					R20	生産および輸入関連税				
R41	実際利子					R41	実際利子				
R42	保険契約準備金への帰属利子					R42	保険契約準備金への帰属利子				
R43	土地および無形資産からの所得					R43	土地および無形資産からの所得				
R44	配当および法人企業により分配されるその他の所得					R44	配当および法人企業により分配されるその他の所得				
R45	準法人企業の企業所得の引出し					R45	準法人企業の企業所得の引出し				
R46	雇用人に与えられる利益					R46	雇用人に与えられる利益				
R51	純損害保険料					R51	純損害保険料				
R52	損害保険保険金					R52	損害保険保険金				
R61	所得および資産への経常的税金					R61	所得および資産への経常的税金				
R62	実際の社会的負担金					R62	実際の社会的負担金				
R63	帰属的社会的負担金					R63	帰属的社会的負担金				
R64	社会的給付					R64	社会的給付				
R66	民間非営利団体への経常的移転					R67	経常的な国際的協力				
R67	経常的な国際的協力					R68	民間の国際間移転				
R68	民間の国際間移転					R69	種々雑多な経常移転				
R69	種々雑多な経常移転					F911	年金のための保険準備金の変化				
F911	年金のための保険準備金の変化					N7	対外経常取引の差額				
	計							計			
資本勘定 (C5)											
N7	対外経常取引の差額					R71	投資援助				
P71	土地の純購入					R72	資本税				
P72	無形資産の純購入					R79	その他の資本移転				
R71	投資援助										
R72	資本税					N5	国の純債権(+)または純債務(-)				
R79	その他の資本移転										
	計							計			
fob価額評価での財貨輸入取引の記録											
P52 a	サービスの実際の輸出					P61 a	財貨の輸入 (fob)				
						P62 a	サービスの実際の輸入				

資産の増加				コード		負債の増加			
S91	S92	S93	S90			S91	S92	S93	S90
					金融勘定(C6)				
				F20	通貨および通貨性預金				
				F21	国民通貨の通貨および通貨性預金				
				F22	外国通貨の通貨および通貨性預金				
				F23	IMFに関する純持高				
				F30	その他の預金				
				F31	国民通貨でのその他の預金				
				F32	外国通貨でのその他の預金				
				F90	保険契約準備金				
				F91	責任準備金と契約者配当準備金				
				F92	保険料の前払いと支払備金				
				F40	手形, 短期債券				
				F50	長期債券				
				F60	株式およびその他の持分				
				F61	株式				
				F62	その他の持分				
				F00	金融的金				
				F10	SDR				
				F11	SDRで構成される資産				
				F12	SDRの純配分額の対応額				
				F70	短期貸出				
				F71	短期企業間信用				
				F72	売掛金・買掛金				
				F79	その他の短期貸出				
				F80	中期・長期貸出				
				F81	中期・長期企業間信用				
				F89	その他の中期・長期貸出				
					計				
				N6	対海外金融資産・負債の純増				
					資本勘定のバランス項目と金融勘定のバランス項目の不突合(N5-N6)				

に、異なる経済単位を規定する。

まず、ESA は、同質的生産単位(units of homogeneous production)を規定する。その概念は、投入物と産出物の技術的特性と生産技術の同質性により識別される、単一種類の生産活動である。従って、このような経済単位が集計された部門(branch)は、単一事業所内部で異質の生産技術を用いて生産される副次的生産物の投入・産出構造を含まない。統合された国民経済計算体系では、財貨・サービスのフローは投入産出表を中心として把握されるが、生産活動の同質性を基準とする部門設定は、投入産出分析の前提である投入係数安定の仮定を合理化する。ESAは、投入産出分析に適合的な部門分類の設定により、単一部門分類を用いた投入産出表を提示している。

これに対して、新SNAは、事業所(establishment)を単位とするが、これはESAの同質的生産単位よりも生産技術にかんして同質的でない。事業所は、異なる商品の生産を並行しうるからである。これについては、次のように説明されている。投入産出分析において、推計の基礎的データから個々の商品の需要と費用の関係を把握するためには、仮定の使用が必要である。この場合に、事業所を単位とすると、仮定の果たす役割が最小になる。すなわち、企業を単位とする場合よりも部門の非特徴的生産物のウェイトが小さいので、商品の需要と費用の関係について仮定の役割が小さくでき、また、事業所を細分した同質的な生産単位を使用するときは、事業所単位のコストを細分する際に、強い仮定が必要となるからである。

事業所概念の勘定が生産技術に関して完全に同質的でないように、新SNAの投入産出表は、産業と商品の二重分類により、産業の非特徴的な生産物の産出を把握する。ところで、総生産額にたいする最終需要の波及効果を分析するときは、商品分類のみを用いた単一部門分類表が必要である<sup>13)</sup>。新SNAは、投入産出分析への適合よりも、推計に必要な基礎データが、通常販売構造は商品別に、生産の費用構造は産業別に把握するというように規定されて、商品と産業の二重分類表を設計している。単一部門分類表は、産業部門の生産額に占める各商品の割合は一定であるという商品技術仮定と、各商品生産額の各生産部門の生産シェアは一定であるという産業技術仮定を用いた行列計算を二重分類表

に施して導出される。

- 1) 統合された国民経済計算体系の構成勘定として、国民貸借対照表も接合されるべきである。しかし、ESA、新SNAの両体系とも、そのための概念規定、定義を行っていない。
- 2) 宮沢健一『日本の経済循環〈第四版〉』春秋社、1980年、56～60頁。
- 3) 武野秀樹『国民経済計算』有斐閣、1983年、165～177頁。
- 4) United Nations, a. a. O., p. 154. 邦訳235頁。
- 5) 間接税制の相違が、貿易を阻害する手段に転化されうることから、ECは、間接税制の調和として、VATを導入した。また、1970年4月には、課税基準の1パーセントを上限として、VATをECの独自財源にすることが決定された。田中素香『欧州統合』有斐閣、1982年、130頁、239頁。
- 6) J. W. V. Tongeren, "A Review of Selected Aspects of the United Nations System of National Accounts in the Light of Countries' Experiences," *The Review of Income and Wealth*, June 1979, p. 186.
- 7) 法政大学日本統計研究所『統計研究参考資料』No. 27「EC 諸国の産業連関構造(1)」, 1987年8月、23頁。
- 8) ESA の実際の公表数値では、これらの項目は、他項目と同様に相殺されている。EUROSTAT, *National Accounts ESA*, a. a. O., p. V.
- 9) 内田勝敏、清水貞俊『EC 経済をみる眼』有斐閣新書 1982年、58～59頁。
- 10) 田中、前掲書、158頁。
- 11) Statistical Office of the European Communities, *Eurostatistics* 各号、ただし1980年のデータについてのみ。
- 12) Commission of the European Communities, "The economic outlook for 1988 and budgetary policy in the Member States," *European Economy* Number-33, July 1987.
- 13) これについて、宮沢健一氏は、「現実の生産活動が、産業×商品のクロス・ベースでおこなわれているとしても、諸産業の商品構成は、それ自体、商品にたいする需要への適応の結果として定まる。このように考えることが、論理的である。特定の商品および関連製品への需要の波及は、商品ベースにおいてとらえられるべき性格のもので、慣行的な商品×商品マトリックスは、この分析目的にかなうものである。」と述べられている。(宮沢前掲書、189頁)。

### 3. ESA にかんする一考察

ESAの勘定構造をECの経済体制と政策との関係で考察することが、本論文の

課題であるから、ECの経済体制と政策について簡単な整理を与えておこう<sup>1)</sup>。

ECの経済体制は、1953年に西独・イタリア・ベルギー・オランダ・ルクセンブルク・フランスの六ヶ国から構成される欧州石炭鉄鋼共同体として発足した。1958年には、これら六ヶ国は、欧州経済共同体（以下EECと略記）を発足した。EEC発足の論理は、増大する生産力と国民経済に限定された狭隘な市場との矛盾を解決する、欧州規模での大市場を創出することであった。EEC条約は、1958年から1969年までを、大市場を創出するための、「共同市場の過渡期」と規定した。この期間には、関税同盟と共通農業政策が実現した。これにより、EC構成国国民経済の相互依存性が強まったのは、前節で見たとおりである。なお、共通農業政策の財政は、今日でもEC財政の大きな割合を占めている。

1969年12月、ハーグEC首脳会談で、EEC条約が規定していなかった、1969年以降の欧州統合の目標が決定された。それは、経済政策権限を共同体に委譲し、EC統一通貨を流通させる経済通貨同盟の形成を内容とした。

1971年3月にEC理事会は、経済通貨同盟の第一段階を、EC構成国間の為替変動幅の縮小と決定した。この制度は、1972年4月に開始された。

この為替相場同盟は、イギリス・アイルランド・イタリア・フランスの離脱により、経済通貨同盟の第一段階たりえなかった。

為替相場同盟におけるEC構成国の分裂の原因は、構成国の経済政策の不協調であった。為替相場同盟離脱国が成長政策を採用したのに対して、西独は安定政策を採用していた。このような状況下で、為替変動幅を縮小することは困難であった。

為替相場同盟が分裂に至る事態のなかで、ECは、1975年のマルジョラン報告において、既存の連邦国家存在の前提条件を分析し、経済通貨同盟の前提条件を導いた。その前提条件とは、次のとおりである。EC大市場で資本間の競争が行われ、その結果として、構成国国民経済間に格差が生じる。各国政府は、自国の利害に応じた政策を採用し、EC構成国の政策不協調が生ずる。政策協調のためには、構成国国民経済格差の是正を目的とするECレベルの資金移転が不可欠である。

ECの資金移転は地域政策と社会政策として実行された。地域政策について

は、1975～1977年では第一次欧州地域開発基金が、1979年からは第二次欧州地域開発基金が政策機能を果たした。社会政策の展開は次のとおりである。1960～1970年には、欧州社会基金が EC の社会政策を遂行し、1972年には、第 2 次欧州社会基金が設立、政策を遂行した。地域・社会政策両基金は、第 2 次基金において、EC 域内経済格差を超国家的な資金移転により是正することを目的とした。

これらの資金移転において、EC が超国家的な決定の権限を持つ政策領域が設立されるとともに、その領域の財政上の決定権も EC 総体の利益を重視する欧州議会にある。これは、EC 財政への独自財源導入を根拠として、欧州議会が財政の決定権を獲得したのであった。

欧州為替相場同盟での EC 構成国の分裂の後に、EC は、再び為替変動幅の縮小に着手した。1979年に発足した欧州通貨制度 (EMS) が、それである。よって、構成国の経済政策の協調と、それを達成するための財政的な支持である超国家的な資金の移転が EC の重要な政策機能となっている。

ESA の勘定構造を、以上述べた EC の経済体制・政策と関連して考察する前に、国民経済計算の目的の一般的規定を見ておこう。この一般的規定が、EC の政策機能の独自性と関連して具体化されることにより、ESA が、EC 統計局によって設定された意義が明らかになると思われるからである。

国民経済計算の目的の一般的規定は、ストーン、ピーコック、コルムといった国民経済計算の指導的理論家によって与えられているが、各規定は共通の内容をもつ。その内容を、能勢信子氏は、次のようにまとめられている。国民経済計算は政府の経済計画策定のための基礎的資料であり、国民・他国民に対する政府の経済報告の体系であることを目的とする、国民経済循環の把握装置である<sup>2)</sup>。

EC 機関は、EC 統合の維持と発展を目的として、構成国への経済政策協調を勧告し、国民経済格差是正のための資金移転を行う。従って、政策の策定、政策効果の把握のために、EC 経済を総体的に把握する統計が必要である。このことから、ESA は EC 経済計算であり、ESA の経済領域概念は、EC 経済総体を規定内容としなければならない。

ところで、前節のESAと新SNAの国民勘定の比較において、それらの構造が基本的に一致していることを見た。これにより、EC経済計算は、EC構成国国民経済計算の系列という内容になる。国民経済に関する情報の系列が、EC経済計算として合理的である理由を考察する。

まず、ESAの把握対象であるECの経済構造が、ESAの勘定を、新SNAに類似した国民勘定の形式に規定する。

前節で述べたように、関税同盟完成後のEC域内貿易は、構成国国民経済の相互依存性を強め、EC解体を不可能としている。しかし、1992年のEC市場統合が、財貨・サービス・労働・資本のEC域内での自由移動、いわゆる「四つの自由」の実現を目的としているように、EC域内の「四つの自由」は、国民経済内部と比較して、なお限定されている。このことについて、田中素香氏は次のように述べられている。「この『四つの自由』が確保されて初めて、ちょうど一国内部と同じような財、サービスおよび生産要素の自由競争に基づく配置が可能となり、企業や銀行などは広域市場の規模の経済の利益をくみ尽くすことができるのである。」<sup>3)</sup>

「四つの自由」が国民経済内部に限定される限り、所得流通過程として把握される経済循環も国民経済内部で完結する。よってESAにおけるECの経済構造把握は、EC構成国の国民経済計算の系列とならざるを得ない。

次に、EC構成国に対してECが行う、経済政策協調の勧告策定のための情報として、ESAの勘定構造が、合目的であることを考察する。

EC機関には、国民国家と同様に財政手段を駆使することにより、EC経済を総体的に管理・調整することはできない。ゆえに、為替変動幅の縮小、望ましいEC経済の成長、完全雇用を実現するために、ECは構成国政府に経済政策の協調を勧告する。

構成国の経済政策の協調のために、EC構成国の経済政策に対する基準である、『欧州共同体の中期経済政策第四次計画(1976~80年)』<sup>4)</sup>は、以下の必要性を述べている。「予算政策と経済の中期安定性および雇用目標の整合性、さらに予算政策と基礎的な巨視経済的指標との間の整合性は、定期的に検討されるべきである。」<sup>5)</sup> また、「中期目標の年ごとの調整は、短期の経済成長が、

中期目標といかに適合するか、加盟国間におけるばらばらの経済情勢において好ましい相違とは何か、公共財政との関連はどうかなどの事項に関する十分な量の情報により、なされなければならない。」<sup>6)</sup> 以上より、ECが政策協調勧告を行うためには、構成国国民経済を政府の財政的介入と関連付けて把握する統計資料が必要である。このような統計資料として、まさに国民勘定が有用である。その有用性は、国民勘定の情報性格と、情報としての社会的機能により論証される。

国民勘定の情報性格を、濱砂敬郎氏は、つぎのように考察されている。資本主義国政府は、国民経済の流通・需要過程に対して、経済計画により総合的に調整された財政の介入を行うことにより、国民経済を管理する。国民勘定がこのような計画様式に適合した計画情報であるのは、国民勘定が所得の流過程を集計的な取引主体部門の市場取引関係として把握し、流通・需要過程に対する政府の財政的介入と他部門のマクロ経済学的統計量を国民経済過程内部で統一的に把握するからである<sup>7)</sup>。

このような情報性格をもつ国民勘定は、経済計画についての事後的な国民経済情報を与える。能勢信子氏は、この事後的な情報が、生産過程への直接的規制を行わない、誘導的規制力を持つ資本主義経済計画の実現について役立つことを述べられている。すなわち、国民所得白書は、国民所得循環の側面から、政府の経済政策を説明・弁護し、国民に対して国民経済状態についての警告を行い、経済循環についての判断を統一し、経済政策の推進者としての政府への信頼感を維持する。具体的には、国民勘定項目のバランス関係が、経済計画の誘導的規制力の強化情報として機能する<sup>8)</sup>。

以上より国民勘定が、国民経済過程と政府の財政的介入を統一的に把握し、事後的に説明し得る情報であることが明らかになった。ゆえにECが、構成国に経済政策協調の勧告を行うための統計資料として、ESAが構成国国民経済計算の系列であることが合目的的なのである。

ESAが新SNAに類似した国民勘定を持つことについての考察はこれまでとして、次にESAの独自性について考察しよう。

まず海外部門勘定の設定による海外部門との取引経路の分類についてであ

る。EC構成国勘定と第3国および国際機関勘定への分割は、EC構成国の市場取引と移転取引を、EC経済領域内に対するものとその他のものとに分類する。この勘定により、国民勘定を基礎とするESA体系が、EC経済領域内の取引を把握することができる。

次にEC諸機関勘定について考察する。先に見たように、ECは地域・社会政策、共通農業政策において、超国家的な政策権限をもつ。これらの政策のもとで構成国に移転された資金は、国民経済内部の政策対象に個別的に作用する。同時に、国民経済の需要形成要因として経済成長に寄与する。国民経済格差是正を目的とする財政の効果を把握するために、EC財政と構成国国民経済との関連が把握されなければならない。EC諸機関勘定が、EC経済計算においてECの財政勘定として機能するのである。

このEC諸機関勘定が、海外勘定に位置付けられるのは、次の点で妥当である。まずEC財政は、国民国家内部の資金移転ではなく、構成国間の資金移転であることである。つぎに、先の濱砂氏の考察では、政府財政が国民経済循環の中に統一して把握される契機は、経済計画による国民経済の管理・調整であったが、EC財政はそのような管理・調整を直接に行い得ない。EC財政の支出項目は、現在も共通農業政策に偏重している。また、ECの独自財源である関税、課徴金収入は景気調整的に操作が出来ないし、VAT収入も課税基準の1%という上限が規定されているからである<sup>9)</sup>。

ところで、ECの経済計算が、構成国国民経済計算の系列であることは、各国勘定の項目値が比較可能で可算性を持たねばならない。しかし、EC諸国をはじめとして、諸国の国民経済計算作成の実践は、国民経済計算の一般理論である新SNAから乖離している。前述のトンゲーレンのサーベイによれば、新SNAのすべての勘定と表が諸国によって作成されているわけではない<sup>10)</sup>。また、諸国の国民経済計算で使用されている取引項目と取引主体の分類基準が新SNAと異なる場合がある。これは、国民経済計算の国際比較を困難にする<sup>11)</sup>。このような事態の原因の一つとして、新SNAの分類基準規定が、一義的でない、あるいは複雑すぎるといえることがある。

諸国の国民経済計算の設計に対して、新SNAが標準体系として十分に機能し

ていない状況下で、国民経済計算の系列を作成するためには、一義的な分類基準規定を持つ経済計算体系を作成しなければならない。ここに、ESAが独自に設計された意義がある。

EC統計局の統計は、構成国の統計機関から資料が収集され、統計概念の調整が施されて公表される<sup>12)</sup>。従って、EC統計局の統計は作成手続上、「地域統計系列表」である<sup>13)</sup>。EC統計局の統計作成手続と、前述の諸国の国民経済計算の作成事情を考慮すると、構成国の国民経済計算データをESAのデータに変更・編集するために、一義的な分類基準を定義する必要がある。ESAの取引項目と取引主体にかんする定義は、新SNAより一義的で、分類に該当するケースを具体的に示している。

最後に、ESAの制度部門別生産勘定と、単一部門分類の投入産出表について述べておく。これらの独自性は、ECという統合された経済体制のもとでの国民経済計算構造の変容ではない。むしろ、資本主義の統計利用一般に有用な国民経済計算情報が、ESAにおいて具体化したと考えられる。なぜなら、新SNAの構造の見直し作業において、これらの勘定と表の有用性が評価されているからである<sup>14)</sup>。

- 1) この整理は、田中氏の『欧州統合』を参考にした。
- 2) 能勢信子『社会会計論』白桃書房、昭和36年、39頁。能勢氏は、国民経済計算のかわりに、社会会計という名称を用いられている。
- 3) 田中素香「拡大 EC の行方 条約改正で経済活性化を目指す 欧州統合への画期的前進」『エコノミスト』1986年4月22日号、31～32頁。
- 4) 日本経済調査協議会誌『欧州共同体の中期経済政策 第四次計画（1976～80年）』日本経済調査協議会、昭和52年。
- 5)6) 日本経済調査協議会 前掲書、7頁。
- 7) 濱砂 前掲書、245～255頁。
- 8) 能勢 前掲書、44～46頁。
- 9) 田中 前掲書『欧州統合』、251～254頁。
- 10) Tongeren, a. a. O., pp. 169～170.
- 11) 一例をあげると、一般政府の業務に対する手数料（裁判手数料、空港使用料等）の企業による支払いは、新SNAでは間接税に分類されるが、諸国の実践では、これらの支払いは、支払い主体の属する制度部門にかかわらず経常移転に分類されるケースがある。このような分類基準の相違により間接税項目に含まれる取引範囲が異なり、

市場価格表示の所得集計量の国際比較が困難となる。(Tongeren, a. a. O., p. 188).

- 12) Commission of the European Communities, *Information*, 1977 Feb. p. 2.
- 13) 大屋祐雪「統計情報化過程の考察」徳永・矢田編『ソフト経済の研究』九州大学出版会, 1987年, 120頁。
- 14) トシゲーレンは、二重分類をもつ新SNAの投入産出データが、投入産出分析にたいして直接に役立たないと述べている。(Tongeren, a. a. O., p. 180). 新SNAの投入産出表を採用するうえで問題となるのは、二重分類表から単一部門分類表を導出する時に使用される仮定と、最初から単一部門分類表を作成するときに使用される仮定の、投入産出分析にたいする理論的な妥当性であろう。この妥当性は、本論文の考察課題ではない。しかし、諸国が最初から単一部門分類表を作成しているという事実は重要である。

つぎに制度部門別生産勘定について述べる。一般に単一部門分類を用いた勘定は、経済循環の把握が容易であると評価される。異なる二つの部門分類を用いる新SNAの勘定は、国民経済における企業部門のトータルな活動を把握しづらいと評価される。(能勢信子「SNA10年の論点」『国民経済雑誌』146巻二号, 1982年, 29頁)。また新SNAの改定作業は、制度部門で統一された勘定の有用性として、雇用者所得の支払い制度部門が識別出来ることをあげている。(「新SNA体系の新しい動き(II)——OECD国民経済計算専門家会議資料——」『季刊国民経済計算』No. 64, 昭和58年, 110頁)。

#### 4. おわりに

本論文での考察をまとめる。

ESAの勘定構造が、新SNAにたいして基本的に一致し、海外部門勘定という独自性を持つことが、ECがEC経済を把握し、政策策定を行うための情報として合目的であることを明らかにした。そして、このようなEC経済計算を作成するために、ESAにおいて一義的な分類基準を設定することが必要であった。